

〇〇株式会社 心の健康づくり計画及びストレスチェック推進体制（例）

作成 令和〇年〇月〇日

推進体制		担当者名	役割等	
推進体制及び担当役割	従業員		1 ストレスや心の健康について理解し、ストレスチェック受検機会の活用によって自分のストレスの把握と気づきを進める。 2 ストレスチェック結果に応じ、医師(産業医)による面接指導や、その他の事業場内産業保健スタッフによるストレス関連の相談対応や保健指導を利用する。	
	管理監督者	〇藤〇雄	1 職場の管理監督者として、職場環境等の改善を通じたストレスの軽減、部下からの相談への対応を行う。 2 管理監督者自身も、必要に応じてストレスチェック結果に基づく面接指導等のメンタルヘルス相談を利用する。	
	事業場内産業保健スタッフ等		管理監督者を含む従業員の活動を支援する。	
	事業場内産業保健スタッフ等	産業医	〇田〇夫 産業医	* 心の健康づくり計画の企画・立案及び評価への協力
				* 従業員、管理監督者からの相談への対応と保健指導
				* ストレスチェックの内容と実施方法、対象範囲、高ストレス者選定基準に対する意見提起
				* 職場環境等の評価と改善によるストレスの軽減(ストレスチェックの集団分析結果等に基づくものも含む)
				* 従業員、管理監督者等に対する情報提供及び教育研修
				* 外部医療機関等への連絡
* ストレスチェック結果に基づく面接指導後の事後措置を含む就業上の配慮についての意見				
衛生管理者	〇川〇美	産業医と協力して、ストレスチェックを含めた心の健康づくり活動を推進する。		
保健師	〇川〇美	従業員及び管理監督者からの相談対応などを行う。		
人事労務管理部門	〇藤〇雄	従業員及び管理監督者からの相談があればその対応を行う。また、管理監督者だけでは対応が困難な問題(職場配置、人事異動等)に対応し、また、労働時間等の改善及び適正配置を行う。		
事業場内メンタルヘルス推進担当者	〇川〇美	原則として衛生管理者等がその役割を担うものとし、産業医の助言を得ながら、心の健康づくり計画の企画、立案、評価・改善、教育研修等の実施、関係者の連絡調整などの実務を担当し、ストレスチェックを含めた事業場の心の健康づくり活動を中心的に推進する。		
衛生委員会	〇藤〇雄	事業場内メンタルヘルス推進担当者を中心に心の健康づくり計画の策定に関わる。また、ストレスチェックを含めた計画どおりの心の健康づくりが進められているか評価を行い、継続的な活動を推進する。		